

# 埼玉県令和5年度第2回LPガス料金負担軽減補助 事業説明会資料《令和6年1月19日・22日》

※本資料は、要点を取りまとめたものです。  
詳しくは、**交付申請等手続の手引（令和5年度  
第2回）**をご覧ください。

国際情勢の影響によるエネルギー価格の高騰や為替の変動等により、様々な物価が高騰し、県民や事業者に影響をあたえています。中でも、ご家庭等でご利用頂いているLPガスについては、輸入価格の上昇等の影響により、小売価格が高止まりしています。

こうした背景のもと、埼玉県では、LPガスを利用する家庭等の負担軽減策として、販売事業者を通じて昨年7～9月分のLPガス料金を値引きする支援事業を行いました。

本事業の実施にあたり、販売事業者の皆様におかれましては、業務多忙の中、ご対応いただきましてありがとうございました。

この度、LPガスの小売価格は依然として高止まりしている状況を踏まえ、本年2～4月分の料金を値引きする事業を実施いたします。

実施にあたっては、皆様の御負担を少しでも減らせるよう、事業内容・手続き等の見直しを行いました。本事業の趣旨をご理解いただき、事業への参画について御協力賜りますようお願い申し上げます。

# はじめに 第1回事業からの主な見直し内容

## ■ 事業内容

項目	第1回(7~9月分)	第2回(2~4月分)
値引き額	2,500円	2,300円
事務経費	34,000円	34,000円 + 50円 × 実績報告時の対象顧客数
補助の対象顧客の要件	令和5年4月から値引き対象の月の期間において使用実態がある顧客	使用実績がなくとも、基本料金を請求している顧客

## ■ 申請手続き

項目	第1回(7~9月分)	第2回(2~4月分)
請求書等への値引きを行った旨の明示	通信欄や余白に記載 (記載例) 埼玉県補助により、上限2,500円で値引きを行いました。	原則第1回と同様 ※単に「県の補助により...」「都道府県の補助により...」でも可 ※検針票や請求書以外の紙面に値引きしたことを明示し、配布する方法も可
追加提出資料(請求書等)	10件分 ※顧客数が10以下の場合はその数	対象顧客数 ÷ 100 (小数点以下切り上げ、上限10) 件分
別紙1・別紙2の事業所名称、店舗等の記載	必要	不要

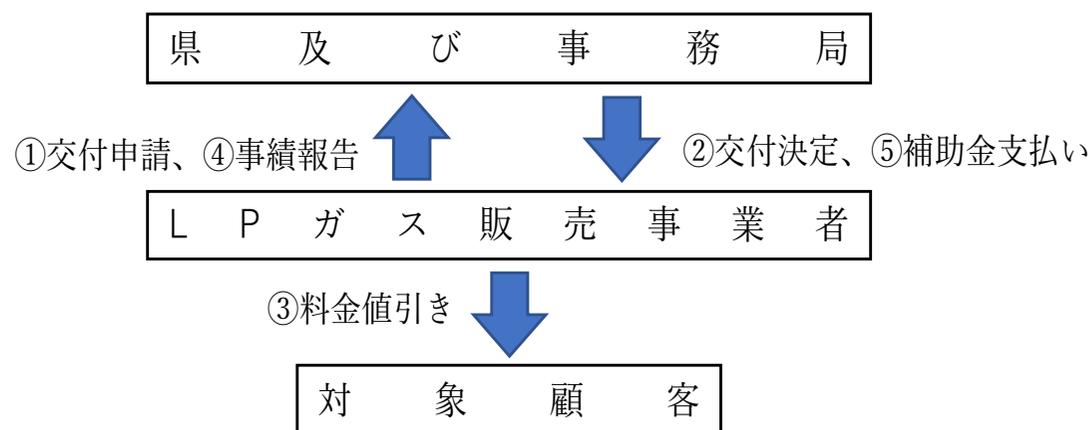
# 1 事業概要等

<p>支援対象 (以下「対象顧客」という。)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 埼玉県内でLPガスを使用する一般消費者等 (質量販売先、工場など高圧ガス保安法の消費者及び公共施設*は対象外)<ul style="list-style-type: none"><li>* 地方公共団体の庁舎等である。ただし、直接住民の用に供する施設(運動施設、美術館、学校、図書館、公民館等)は対象。</li></ul></li><li>※利用実績が無い(基本料金のみ)顧客も対象。</li><li>※個々の対象顧客に対し複数回値引きを行った場合は、1回目の値引きを行った事業のみが補助対象。</li></ul>
<p>補助対象LPガス販売事業者</p>	<p>液化石油ガス法又はガス事業法の登録を受けているLPガス販売事業者で、埼玉県民にLPガスを販売している者</p>
<p>支援対象期間、支援金額及び値引きの回数</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和6年2月～4月(3月～5月検針)の料金に対して2,300円の値引きを1回実施する。</li><li>※請求額が税抜2,300円未満の対象顧客への補助額は当該請求額(税抜)</li><li>(注意) 当月に2,300円に満たなかった顧客に対して、残額を翌月に値引きすることはできません</li></ul>

## 2 事業内容 ①

### ■ 事業スキーム

L P ガス販売事業者を通じて対象顧客に支援（値引き）を行い、事業の実施後に、値引き分の実費や支援実施のための事務経費等を補助します。



### ■ 補助対象経費 ※事務経費は、対象顧客への支援（値引き）実施後に一括して交付します。

補助対象経費		補助内容及び交付額
支援の経費		減額の実費を補填 <b>交付額：対象顧客1世帯（事業者）当たり 2,300円（上限）</b>
事務経費等	システム改修経費	システムの改修に要した費用の支援(補助対象事業のために行った検針票や請求書を発行するためのシステムの改修に要した経費に限ります) <b>交付額：150,000円（上限、消費税額は補助対象外）</b>
	事務経費	申請書類の作成等に要する事務経費を支援 <b>交付額</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定費用：34,000円</li> <li>・対象顧客の数に応じた費用：50円×実績報告時の対象顧客数（上限2,800,000円）</li> </ul>

## 2 事業内容 ②

### ■ 値引きを行った旨の明示

LPガス料金の値引きを実施した際は、検針票や請求書の通信欄や余白に次のように記載し、対象顧客に値引きを実施した旨、お知らせすることを原則とします。

《記載例》

埼玉県の補助（単に「県の補助」、「都道府県の補助」のような表記も可）により、上限2,300円で値引きを行いました。

※値引き額の明示はゴム印や手書きによるものも可

※検針票や請求書以外の紙面に値引きしたことを明示し、配布する方法も可

### ■ 事業実施（値引き）の確認

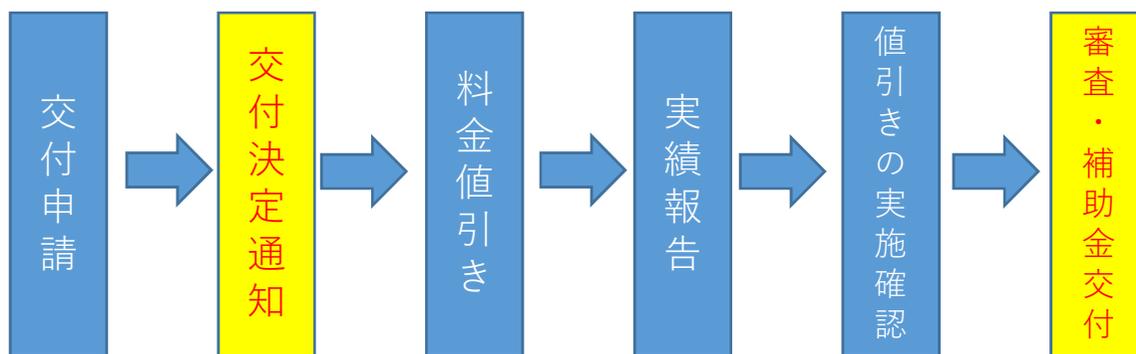
実績報告後、埼玉県が無作為に選んだ対象顧客（対象顧客の数に応じて1～10件分）について、値引きの事実が確認できるもの（検針票や請求書の写し）を提出していただきます。

※必ず個人情報（氏名、住所等（市区町村名を除く。））を黒塗りして御提出ください。

※検針票や請求書の写しを用意できず、システムの登録画面を提出する場合は、システム登録画面と併せて検針票や請求書のサンプルを御提出ください。

### 3 補助金の申請手続き①

〔手続きの流れ〕



販売事業者

埼玉県

※ 本補助金の交付決定を通知する前の時点で実施した値引きは補助金の交付対象外となりますので注意してください。

《申請時期・受付期間・提出先》※県委託窓口については、別途ご案内します。

手続き	時期	受付期間 (令和6年)	提出先
交付申請	補助対象事業(値引き)実施前	2/1～3/31	補助事業事務局 電子メール又は郵送で送付してください。
実績報告書提出	補助対象事業(値引き)実施後	～5/31	
検針票等提出	確認対象検針票等が指定され次第、速やかに提出		

《申請書類》様式は、県のホームページからダウンロードしてください。

ダウンロード元

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/news/page/20240105.html>

### 3 補助金の申請手続き②

#### ■ 申請書類の提出及び問合せ先（令和6年2月1日～）

申請書類の提出先は補助事業事務局です。補助事業事務局宛てに電子メール又は郵送により提出してください。

事業に係る問合せについても事務局にお問合せください。

**【埼玉県令和5年度第2回LPガス補助事業事務局】**

（委託先：株式会社日本旅行埼玉法人営業部）

**現在事務局準備中**

※交付申請書の受付は2月1日からです。1月31日までは受け付けられませんのでご注意ください。

※2月1日までに県ホームページに連絡先等の詳細を掲載しますので、そちらを御覧ください。

## 4 提出書類

### 交付申請時

提出書類	注意点
埼玉県令和5年度第2回LPガス料金負担軽減事業補助金 交付申請書(様式第1号)	* 1
対象顧客一覧(別紙1)	* 1 法人事業所に係る事業所名、店舗名は記載不要

### 実績報告時

埼玉県令和5年度第2回LPガス料金負担軽減事業実績報告書 (様式第2号)	* 1
対象顧客値引き前後比較表(別紙2Aまたは2B)	* 1 内税の場合は2Aを、外税の場合は2Bをご利用ください。
システム改修に係る領収書等の写し	改修にかかった費用が判る内訳書を添付してください。
申請者の振込先口座情報が分かる通帳等の写し	金融機関の口座名義や口座番号等を確認できる通帳等の写しを添付してください。

### 実績報告時の追加提出

値引きの事実が確認できるもの(検針票、請求書等)	・必ず個人情報(氏名、住所等(市区町村名を除く。))を黒塗りしてください。
--------------------------	---------------------------------------

\* 1 : 様式及び別紙は県ホームページからダウンロードしてください。以前の様式等は使用できません。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/news/page/20240105.html>

本事業の関係書類は、事業終了後5年間(令和11年度末まで)保存しなければなりません。県や事務局からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供しなければなりませんので提出書類や帳簿などは、必ず整理の上保管するようお願いします。

## 5 他都県の状況

自治体	事業名	支援額 (1世帯)	問い合わせ先
東京都	家庭等に対するLPガス価格高騰緊急対策事業（令和5年度下半期）	3,000円	一般社団法人 東京都LPガス協会 TEL：03-5366-6255
千葉県	第2次千葉県LPガス料金負担軽減支援事業	1,200円	千葉県庁 産業保安課 TEL：043-223-3438
神奈川県	神奈川県LPガス物価高騰対応支援金事業（第2期事業）	1,140円	神奈川県庁 消防保安課 LPガス・火薬・電気グループ TEL：045-210-5943
栃木県	第三次栃木県LPガス料金激変緩和対策事業	1,650円	一般社団法人 栃木県LPガス協会 TEL：028-689-9912
群馬県	（第2回）令和5年度群馬県LPガス利用者負担軽減事業	1,500円	群馬県LPガス支援事務局 TEL：0120-409-712

# LPガス料金の値引きの際の消費税の取扱い（参考）

※ 金額はあくまでも例です。

## 1. LPガス料金の請求が「税別」の場合

	【値引き前】	【上限 2,300円を値引き】	【値引き後】	
消費税	500円		非課税 (230円)	※ 非課税なので、販売事業者の負担は不要。
ガス料金 (税別)			補助金 2,300円	※ 実績報告確認後、県から販売事業者へ支払い
基本料金 (税別) + 従量料金 (税別)	5,000円	課税前のガス料金 5,000円 から 上限 2,300円 を値引き ⇒ 2,700円 (税別)	消費税 270円	
			ガス料金 (税別) 2,700円	※ 顧客への請求額 <u>2,970円 (税込み)</u>

## 2. LPガス料金の請求が「税込み」の場合

	【値引き前】	【上限 2,300円を値引き】	【値引き後】	
ガス料金 (税込み)		(お客様からは、2,530円の値引きに見える)	非課税 (230円)	※ 非課税なので、販売事業者の負担は不要。
基本料金 (税込み) + 従量料金 (税込み)	5,500円	課税前のガス料金 5,000円 から 上限 2,300円を値引き ⇒ 2,700円 (税別) + 消費税 270円	補助金 2,300円	※ 実績報告確認後、県から販売事業者へ支払い
			ガス料金 (税込み) 2,970円	※ 顧客への請求額 <u>2,970円 (内消費税270円)</u>

注1) 5,500円 (税込み) から2,300円を値引くと、顧客への請求額が3,200円 (税込み) になってしまう。これは誤り。

注2) 検針票又は請求書には「埼玉県の補助により上限2,300円で値引きを行いました。」等を記載する。

※ 「埼玉県の補助により上限2,530円 (税込み) で値引きを行いました。」と記載することも可

### 3. LPガス料金の請求が、2,300円（税別）未満の場合

【値引き前】		【上限 2,300円を値引き】	【値引き後】		※ 非課税なので、販売事業者の負担は不要。
	200円		非課税	(200円)	
消費税	200円		補助金	2,000円	※ 実績報告確認後、県から販売事業者へ支払い ※ 顧客への請求額 <u>0円</u> ・ 差額(300円)は切り捨て。 ・ 翌月に持ち越ししません。
ガス料金 (税別)	2,000円				
基本料金 (税別) + 従量料金 (税別)					

### 4. LPガス料金の請求が、2,300円（税込み）未満の場合

【値引き前】		【上限 2,300円を値引き】	【値引き後】		※ 非課税なので、販売事業者の負担は不要。
	2,200円		非課税	(200円)	
ガス料金 (税込み)	2,200円		補助金	2,000円	※ 実績報告確認後、県から販売事業者へ支払い ※ 顧客への請求額 <u>0円</u> ・ 差額(300円)は切り捨て。 ・ 翌月に持ち越ししません。
基本料金 (税込み) + 従量料金 (税込み)					